

◎環境アセスメント根拠法令

・環境影響評価法（抜粋）

（準備書の作成）

第 14 条 事業者は、第 12 条第 1 項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- （1）第 5 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項
- （2）第 8 条第 1 項の規定による意見の概要
- （3）第 10 条第 1 項の規定による知事の意見
- （4）前 2 号の意見についての事業者の見解
- （5）環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- （6）環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

イ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ウ イに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

- （7）環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）

2 第 5 条第 2 項の規定は、準備書の作成について準用する。

（準備書の送付）

第 15 条 事業者は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第 9 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による意見並びに第 13 条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第 7 条に規定する地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

（準備書についての公告及び縦覧）

第 16 条 知事は、前条の規定により準備書の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、事業者から準備書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供するものとする。

2 事業者は、規則で定めるところにより、前項の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を周知するための措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、同項の縦覧期間中、準備書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第 17 条 事業者は、規則で定めるところにより、前条第 1 項の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第 7 条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第 3 項中「第 6 条第 1 項に規定する地域」とあるのは「第 15 条に規定する関係地域」と、同条第 4 項中「第 2 項」とあるのは「第 17 条第 2 項において準用する第 2 項」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「第 17 条第 1 項及び同条第 2 項において読み替えて準用する前 3 項」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見書の提出)

第 18 条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第 16 条第 1 項の規定による公告の日から、同項の縦覧期間が満了する日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第 19 条 事業者は、前条第 1 項の期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

(準備書についての知事等の意見)

第 20 条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 知事は、前項の場合において、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 知事は、第 1 項の場合において、準備書について高知県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

4 知事は、第 1 項の場合において、第 2 項の規定による関係市町村長の意見及び前項の規定による高知県環境影響評価技術審査会の意見を考慮するとともに、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解並びに次条第 1 項の公聴会において述べられた意見に配慮するものとする。

・環境影響評価法施行令（抜粋）

（準備書についての都道府県知事の意見の提出期間）

第 12 条 法第 20 条第 1 項の政令で定める期間は、120 日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、150 日を超えない範囲内において関係都道府県知事が定める期間とする。

・電気事業法（抜粋）

（準備書の作成）

第 46 条の 10 特定事業者は、環境影響評価法第十四条第一項の環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）には、同項各号に掲げる事項のほか、第 46 条の 8 第 1 項の規定による勧告の内容を記載しなければならない。

（準備書についての意見の概要等の届出）

第 46 条の 12 特定事業者は、環境影響評価法第 19 条の規定による送付をするときは、併せて同条の書類を経済産業大臣に届け出なければならない。

（準備書についての関係都道府県知事等の意見）

第 46 条の 13 環境影響評価法第 20 条第 1 項の関係都道府県知事の意見並びに同条第 4 項の政令で定める市の長及び同条第 5 項の関係都道府県知事の意見であつて特定対象事業に係るものについては、これらの規定にかかわらず、事業者に替えて経済産業大臣に対し、これらの規定の意見として述べるものとする。

（準備書についての勧告）

第 46 条の 14 経済産業大臣は、第 46 条の 11 の規定による準備書の届出があつた場合において、環境影響評価法第 20 条第 1 項の関係都道府県知事の意見又は同条第 4 項の政令で定める市の長の意見及び同条第 5 項の関係都道府県知事の意見がある場合にはその意見を勧告するとともに、第 46 条の 12 の規定による届出に係る同法第 18 条第 1 項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮して、その準備書を審査し、その準備書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるときは、第 46 条の 11 の規定による届出を受理した日から経済産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、その特定対象事業に係る環境影響評価について必要な勧告をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による審査をするときは、環境大臣の環境の保全の見地からの意見を聴かななければならない。

3 経済産業大臣は、第 1 項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。

4 経済産業大臣は、第 1 項の規定による勧告又は前項の規定による通知を行うときは、併せて特定事業者に対し、環境影響評価法第 20 条第 1 項の書面又は同条第 4 項の書面及び同条第 5 項の書面がある場合にはその書面の写しを送付しなければならない。

（環境影響評価の項目等の選定）

第 46 条の 9 特定事業者は、前条第 1 項の規定による勧告があつたときは、環境影響評価法第 11 条第 1 項の規定による検討において、同項の規定により同法第 10 条第 1 項、第 4 項又は第 5 項の意見を勧告するとともに同法第 8 条第 1 項の意見に配慮するほか、その勧告を踏まえて、当該検討を加えなければならない。

・高知県環境影響評価条例（抜粋）

第9章 高知県環境影響評価技術審査会

（設置）

第38条 この条例の規定による環境影響評価等その他の手続に関する技術的な事項を調査審議させるため、高知県環境影響評価技術審査会(以下「審査会」という。)を置く。

（組織）

第39条 審査会は、委員15人以内で組織する。

（任命等）

第40条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第41条 審査会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委任）

第42条 審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（法対象事業等に係る手続）【一部を抜粋】

第43条第4項 知事は、法第10条第1項又は第20条第1項(法第48条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により意見を述べようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。

・高知県環境影響評価条例（抜粋）

第9章 高知県環境影響評価技術審査会

（設置）

第38条 この条例の規定による環境影響評価等その他の手続に関する技術的な事項を調査審議させるため、高知県環境影響評価技術審査会(以下「審査会」という。)を置く。

（組織）

第39条 審査会は、委員15人以内で組織する。

（任命等）

第40条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす

る。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第41条 審査会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第42条 審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(法対象事業等に係る手続)【一部を抜粋】

第43条第4項 知事は、法第10条第1項又は第20条第1項(法第48条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により意見を述べようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。

・高知県環境影響評価条例施行規則(抜粋)

第8章 高知県環境影響評価技術審査会

追加[平成11年規則90号]

(審査会)

第69条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

◎高知県環境影響評価技術審査会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県環境影響評価条例(以下「条例」という。)第42条及び高知県環境影響評価条例施行規則(以下「規則」という。)第6条の規定に基づき、条例及び規則に定める事項のほか、高知県環境影響評価技術審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、審査会の会議(以下「会議」という。)を開催しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

(委員の欠席の届出)

第3条 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめ会長に申し出なければならない。

(会議)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、事業者その他委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

2 会議は、特に非公開とする必要があると認める場合を除くほか、公開とする。

3 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会義の議事録)

第5条 会議の議事については、その概要を記載した議事録を作成し、議長及びその都度議長が指名した委員2名がこれに署名押印しなければならない。

附 則 この要領は、平成11年7月27日から施行する。

審議会等の会議の公開に関する指針（高知県）

1 目的

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、県民に対し審議状況を明らかにし、県民の県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき知事の下に設置された附属機関
- (2) 要綱等により知事の下に設置された機関で(1)の附属機関に準ずるもの

ただし、法令、条例又は規則により、審議会等の会議が非公開とされているものを除く。

3 公開基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。）第6条第1項第1号から第7号までに規定する情報に該当する事項について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

4 会議の公開・非公開の決定

審議会等は、「3 公開基準」に基づき、次のいずれかをあらかじめ決定すること。

- (1) 公開
- (2) 非公開

5 公開の方法等

(1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。この場合、当該審議会等は、一定数の傍聴席の設置及び傍聴者への会議資料の提供について十分配慮すること。

また、審議会等は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めること。

- (2) 審議会等は、報道機関の取材活動について十分配慮すること。

(3) 審議会等は、会議の終了後、公開した会議の会議資料、委員氏名、会議録及び答申、提言等をインターネットの高知県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）に掲載するとともに、県民室で供覧するよう努めること。

なお、会議を非公開とした場合であっても、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。）第6条第1項第1号から第7号までに規定する非開示情報を除いた会議要旨は、県ホームページに掲載すること。

6 会議開催の周知

審議会等は、公開の会議の開催に当たっては、原則として当該会議の開催日の2週間前までに、次の事項を掲載したうえ、本庁舎と主要な出先機関に掲示するとともに、報道機関へ提供する等の方法により行うこと。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴者の定員
- (6) 傍聴手続
- (7) 公開、非公開の掲載
- (8) 問い合わせ先
- (9) その他必要な事項

7 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

8 適用期日

この指針は、平成21年4月1日以降に開催される審議会等の会議に適用する。